

ひとり親家庭の支援



児童扶養手当

☎ 福祉課 国保・年金・給付係 ☎49-0291

☎ 地域振興課 住民窓口係 ☎33-2112

父母の離婚などにより、母親(父親)と生計を同じくしていない児童を育てているひとり親家庭等に支給します。

● 受給資格者

次の条件に当てはまる児童(18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者)を監護している父又は母や、父(母)に代わってその児童を養育している人に支給されます。

なお、児童が心身に中程度以上の障がいを持っている場合は、20歳未満まで手当が受けられます。

- ・ 父母が婚姻を解消した子ども
- ・ 父又は母が死亡した子ども
- ・ 父又は母が重度の障がいの状況にある子ども
- ・ 父又は母が生死不明の子ども
- ・ 父又は母が1年以上遺棄している子ども
- ・ 父又は母が裁判所からDV保護命令を受けた子ども
- ・ 父又は母が1年以上拘禁されている子ども
- ・ 婚姻によらないで生まれた子ども
- ・ 棄児などで父母がいるかいないかが明らかでない子ども

※ 次のような場合は、手当を受けることができません。

- ・ 児童の父・母または養育者が日本国内に住所がないとき
- ・ 児童が児童福祉施設などや里親に委託されているとき
- ・ 父または母の配偶者(内縁関係を含む)に養育されているとき(父または母が重度の障がいにある場合を除く。)
- ・ 公的年金や労災による遺族補償を受けることができ、年金額のほうが児童扶養手当の支給額より高いとき

こんな時の対処法

① 頭を強く打った!

意識がない場合は頭を高くして寝かせ、耳や鼻から血などの液体が出ている場合は出ている方を下にして寝かせます。

その後すぐに救急車を呼びましょう。

- ※ 他にも、吐く・顔色が悪い・普段はかかないいびきをかくなど、異変が見られる場合はすぐに病院へ連れて行きましょう。



ひとり親家庭等医療費助成

☎ 福祉課 国保・年金・給付係 ☎49-0291

☎ 地域振興課 住民窓口係 ☎33-2112

ひとり親家庭等の方が保険医療機関等で診療を受けた場合、保険診療による自己負担額の一部又は全額を助成する制度です。

- **対象者** 1.死別や離別等で配偶者がいない母又は父とその児童
2.死別、行方不明等の理由で両親がいない児童
3.配偶者が重度の障がい有する母又は父とその児童
- **対象年齢** 児童が18歳になった日以降の最初の3月31日まで助成。ただし、進学等で親に引き続き扶養される場合は20歳になった月の月末まで。

※受給資格要件として、所得制限があります。

母子父子寡婦福祉資金

☎ 日高振興局 社会福祉課

ひとり親家庭等の経済的自立を支援するとともに、児童の福祉の増進のため、貸付けを行っています。

- **対象者** 母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦等
- **貸付金の種類**

①事業開始資金	②事業継続資金	③修学資金
④技能習得資金	⑤修業資金	⑥就職支度資金
⑦医療介護資金	⑧生活資金	⑨住宅資金
⑩転宅資金	⑪就学支度資金	⑫結婚資金
- **貸付金額** 貸付金の種類によって異なります。
- **利率** 貸付金の種類によって異なりますが、無利子または年利1.0%
- 貸付けに当たっては面談・審査を行いますので、早めにご相談ください。

こんな時の対処法

② 胸やお腹を強く打った!

静かに寝かせて、様子を見ます。

打ち身やあざが出来た場合、冷たくしたタオルで患部を冷やしてあげましょう。

※顔色が悪い・吐くなどの異変が見られる場合、救急車を呼ぶか、すぐに病院へ連れて行きましょう。



自立支援教育訓練給付金

ひとり親家庭の親の主体的な能力開発を支援するもので、指定教育講座(通信講座を含む。)を受講し、修了した場合に、経費の一部を支給します。

●支給要件

- ひとり親家庭の親であって、児童扶養手当を受けているか又は同等の所得水準にあること。
- 教育訓練を受けることが適職に就くために必要であること。

高等職業訓練促進給付金

ひとり親家庭の親が、看護師や介護福祉士等の資格取得のため、6ヶ月以上、養成機関(大学、専門学校等)で修業する場合の生活費の負担の軽減を図り、資格取得を容易にする目的で給付金を支給します。

●支給要件

- ひとり親家庭の親であって、児童扶養手当を受けているか又は同等の所得水準にあること。
- 養成機関(大学、専門学校等)において、6ヶ月以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれること。
- 仕事又は育児と修業の両立が困難であること。

高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

ひとり親家庭の雇用の安定や就職の促進を図るために、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座(通信講座を含む。)を受け、これを修了したとき及び合格したときに受講費用の一部を支給します。

●支給要件

- ひとり親家庭の親及び子であって、児童扶養手当を受けているか又は同等の所得水準にあること。
- 高等学校卒業程度認定試験に合格することが適職に就くために必要であると認められる者

こんな時の対処法

③ やけどをした!

すぐに患部を流水や氷のうなどで冷やしましょう(20~30分が目安)。

広範囲・全身にわたる場合はすぐに救急へ連絡してください。

衣類は脱がさずそのまま冷やします。

※やけどは医師の診察を受けるまで、薬を一切使用しないでください。

